

指定管理者募集に関する質問と回答（函館市亀田交流プラザ）

（令和元年9月2日質問受付分（その1））

No.	対象書類	質 問	回 答
2	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 6 5（6）使用料	<p>・使用料について</p> <p>①午前（午前9時から正午まで） ②午後（午後1時から午後5時まで） ③夜間（午後6時から午後10時まで）</p> <p>とありますが、正午から午後1時までおよび午後5時から午後6時の間の使用料はどのような計算になりますか。 例）12時から18時まで借りる場合</p>	<p>・函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領に記載する貸室等の附属設備の点検や清掃業務等の時間を考慮し、各時間区分（午前・午後・夜間）の間に1時間空白時間を設けておりますが、函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項P7上段の備考4に記載のとおり、「許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本使用料の額（午後10時以後にわたる超過時間については、夜間の基本使用料の額）の2分の1に相当する額を徴収する。」としております。</p> <p>なお、2以上の時間区分にわたって使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の使用料の額を合算した額となります。</p>

No.	対象書類	質 問	回 答
3	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 1 3 1 0 (3) 管理業務の委託の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の一部についてとの記載がございますが無料開放事業の一部や高齢者大学講座の一部などソフト面の委託は可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問に記載の事業等につきましても、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合は、第三者に委託することは可能です。 ただし、再委託した場合も、事業の収支や内容・参加人数等の詳細について、市へ報告することとなります。
4	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 1 3 1 0 (6) 保険の加入に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市亀田交流プラザが管轄する世帯数をご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市亀田交流プラザの公民館総合保障制度の加入に関して、管轄する世帯数については、世帯数区分A（1 0 0 1世帯以上）となります。

No.	対象書類	質 問	回 答
5	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 別添2 函館市亀田交流プラザ参考図 P9 カフェコーナー詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ看板の設置は天井吊り下げやボード取り付けでしょうか、また店舗名は指定管理者で決めてよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ看板については、函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項P11(エ)その他に記載のある他の設備と同様に、函館市教育委員会の承認を得た場合、指定管理者の費用と責任で壁や天井を改修して設置できます。そのため、設置方法等の指定はありませんが、指定期間が終了したとき、指定を取り消されたとき、管理業務の全部の停止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復していただきます。 ただし、あらかじめ原状回復を要しない旨の函館市教育委員会の承認を得たときは、この限りではありません。 また、店舗名につきましては、指定管理者が決めることができます。